

保存版

農業収支計算のしかた

—小規模な農家のための簡易な計算手引き—



青色申告の方及び記帳制度適用者はこの手引きを使用できません

彦根市役所 税務課 市民税係

お問い合わせは TEL 0749-30-6140 (市役所税務課市民税係直通)

青色申告や特殊な減価償却費などのお問い合わせは、

彦根税務署 個人課税第1部門 TEL 0749-22-7719

はじめに

これまで、小規模農家の水稻に限り一部認められておりました農業所得標準は、平成18年産から使用できなくなりました。

このため、農業所得の計算は、すべて「収支計算」を行い、申告していただくことになります。

収支計算とは、簡単にいえば収入から、その収入を得るための経費を差し引いた所得を計算することです。

本書は、毎年必要となる農業所得の申告を行うには、どのように収支計算をしたらよいのかわかりやすく説明するために作成したものです。本書が、正しく収支計算で申告いただける一助となれば幸いです。

も く じ

収支計算の流れ	2
A まずは取り組んでみよう	3～8
第1段階 領収書を残そう	3
第2段階 領収書を見ながら集計しよう	4～5
第3段階 さあ、申告です！	6～7
第4段階 申告後は書類を残しましょう	8
B レベルアップ 記帳しましょう！	9
収入・経費の一覧表	10～11
減価償却費の計算のしかた	12
農業用の主な減価償却資産の耐用年数表	13
専従者控除について	14
付 録	15～19
集計用収入・必要経費一覧表	15
集計用収入・必要経費一覧表使用例	16
市民税・県民税申告用収支内訳書記入例	17
確定申告用収支内訳書記入例	18～19

収支計算の流れ

第1段階 領収書を残そう

ふだんして
おくこと

出荷伝票や振込通知書などの収入に関する書類と、請求書や領収書などの必要経費に関する書類を保存します。

3ページ

第2段階 領収書を見ながら集計しよう

1月にやろう

保存した書類から一覧表に記録して項目別に集計します。集計できたらその金額を「収支内訳書」に書き写します。
減価償却費や専従者控除を適用する場合は、別途計算します。

4～5ページ

第3段階 さあ申告です！

申告時期は通常
2月16日～
3月15日です。

所得の金額などからこういった申告が必要か判断して申告します。

6～7ページ

第4段階 申告後は書類を保存しましょう。

申告が済みましたら、その書類は5年間残します。

8ページ

収支計算に慣れたら毎月してみましょう！

レベルアップ 記帳しましょう！

9ページ

A まず取組んでみよう！

第1段階

ふだんしておくこと

領収書を残そう

収入

収入については、出荷伝票や通知書などを残します。出荷伝票や通知書がなければ、メモ用紙に「いつ、誰から、いくら、なんのために」もらったか、記入して残します。

補助金なども、通知書を残します。

家事消費分はキロ単位で記録します。

家事消費は、自分の家の分、親戚などに渡す分として販売せずに残した農産物のことです。これも収入に計上しないといけません。

ただし、家事消費として残した分から小作料としてお米などを渡せば、その分は経費となりますので、記録してください。

経費

経費については、領収書を残します。領収書だけでは、明細がわからないときは、請求書・納品書も残し、ホッチキスなどでとめておきましょう。

ホームセンターなどで農業に使うものを購入した場合は、レシートを残します。日用品と農業に使うものを一緒に購入した場合は、農業に使うものの金額に印をつけ、区別できるようにします。

トラクターなど農機具の自動車税・軽自動車税や農地・農業用倉庫などの固定資産税は、毎年春に送られてくる納税通知書を残します。

ここがポイント

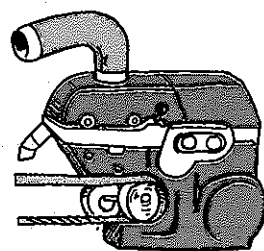
なんでも領収書があれば経費にできるわけではありません。収支計算では、農業収入を得るために支出したものが経費となります。

通常、所得税・住民税や生命保険・健康保険などは経費になりませんが、たとえば、農業用倉庫など農業に使用するものに対する固定資産税などの税金や火災保険料は経費になります。

どのようなものが経費になるか、収入・経費の一覧表（10～11ページ）を見ましょう！

第2段階

1月にやろう



領収書を見ながら集計しよう

領収書（明細書）を1枚ずつ見ながら10～11ページの収入・経費の一覧表で分類し、15ページにある『集計用収入・必要経費一覧表』に金額を記入します。

全部記入できたら、科目ごとに集計し、「年間計」欄に記入します。16ページに『集計用収入経費一覧表』の使用例を載せておりますので、参考にしてください。

ただし、収入の計上に関しては、以下のことにご注意ください。

①**販売金額** 農業では、その年に収穫された農産物の収入を計上するのが、本来の方式です。水稻・麦・大豆などの出荷代金は複数年にわたって支払われますので、入金されるたびに所得の修正が必要となります。

しかし、継続を条件として、その年に入金されたものを計上しても構いません。生産年は異なりますが、JAなどに委託販売するものについては1月から12月に入った出荷代金を集計します。

②**家事消費金額** 次の算式で計算します。

販売せず、家族・親族用に残した農産物の量 × 販売時の単位当たり単価

（計算例）

Aさんは、今年収穫した米のうち、6俵を家族が食べる分として出荷しなかった。

なお、出荷時の1俵あたり単価は14,300円だった。この場合は・・・

→ $14,300 \text{円} \times 6 \text{俵} = 85,800 \text{円}$

このようにAさんの今年の家事消費は85,800円となります。

③**雑収入** 補助金などは、入金がなくても通知書の金額で計上します。

ただし、現行では水田農業構造改革交付金の国費相当分が一時所得となることがあり、これに関しましては別途申告が必要です。（一時所得は合計で50万円以下の場合申告不要です。）なお、補助金の制度が改正され、補助金の名称が変わることがありますのでご注意ください。

科目ごとに集計できましたら「年間計」欄の数字を『市民税・県民税申告用収支内訳書』に書き写します。『市民税・県民税申告用収支内訳書』は、市税務課・各支所出張所にあります。17ページに『市民税・県民税申告用収支内訳書』の使用例を載せておりますので、参考にしてください。

ただし、大農具の減価償却費に関しましては、次のことにご注意ください。

大農具などの減価償却費

前年から引き続き使用しているものであれば、前年の収支内訳書控えから写します。

平成17年産まで農業所得標準を使用している場合は、本書に同封しました通知書の内容を書き写してください。（減価償却費がない場合は同封してありません。）

新規に購入した場合には、12ページの「減価償却費の計算のしかた」を見て記入してください。

ここまでの作業で『市民税・県民税申告用収支内訳書』の「⑯専従者控除前の所得金額」まで作成できました。次に「⑯専従者控除前の所得金額」について順次以下の問いの答えに従ってお進みください。

① 38万円を超えていますか？

超えていない

「⑯専従者控除前の所得金額」と同じ数字を2段下の「⑰所得金額」に記入します。

超えている

この場合は次の問いにお進みください。

次のページへ

② 農業に専ら従事している15歳以上の同居の親族はいますか？

い な い

「⑯専従者控除前の所得金額」と同じ数字を2段下の「⑰所得金額」に記入します。

い る

この場合は次の問いにお進みください。

次のページへ

③ その親族の方は以下のうちいずれかに該当しますか？

- ・高校生や大学生など学生の人
- ・他に職業がある人で、農業に専ら従事することが困難な人
- ・心身の障害等によって農業に専ら従事することが困難な人

該 当 す る

「⑯専従者控除前の所得金額」と同じ数字を2段下の「⑰所得金額」に記入します。

次のページへ

該 当 し な い

農業に従事している同居の親族の方を、扶養親族とするか、専従者控除の対象とするか判断します。14ページの「専従者控除について」をご覧ください。

第3段階

さあ、申告です！



前ページまでで農業所得が算出できました。あとは、申告だけです。

農業所得はマイナスですか？

マイナス

農業所得に関して申告義務はありません。

しかし、作物を農協や業者に出荷している場合には、他の所得からそのマイナス分を差し引くことができます。（ただし、土地・株式の売買、先物取引に係る所得は対象外です。）申告義務はありませんが、申告することは可能です。

0 円

農業所得に関して申告義務はありません。

プラス

申告をする必要があります。下の問いを見てください。

農業以外の所得は？

①おもに給与所得（年末調整済み）

年末調整済み給与以外の所得（農業所得やその他の所得の合計）が、

20万円以下 … 市県民税申告

ただし、所得税の還付のため確定申告をする人は農業所得なども含めて申告する必要があります。

20万円を超える … 確定申告

年末調整していない他の給与収入額と合計すると

20万円を超える … 確定申告

②その他

○農業所得を含めた全所得で所得税を計算した結果、所得税を支払う必要がある方

… 確定申告

○すでに所得税が源泉徴収されており、農業所得を含めて計算すると還付になる方

… 確定申告

○上記以外の場合

… 市県民税申告

確定申告ならば（税務署）

すでに記入した『市民税・県民税申告用収支内訳書』の内容を確定申告用の『収支内訳書』に書き写しましょう。各金額欄の番号等（①～⑫、イ～ラ、⑬～⑰）はそれぞれ一致していますので参考にしてください。

確定申告用の『収支内訳書』は、確定申告書と一緒に提出してください。

2月16日から3月15日までに申告してください。

確定申告の用紙はどうやって入手するの？

毎年確定申告する場合には、1月下旬に税務署から用紙が送付されます。

そうでない場合には、税務署へ取りに行ってください。

必要な用紙等は、

確定申告書（様式B）

収支内訳書（農業所得用）

それぞれに手引きまたは書き方がありますので、参考にしてください。

1月下旬から配布しています。

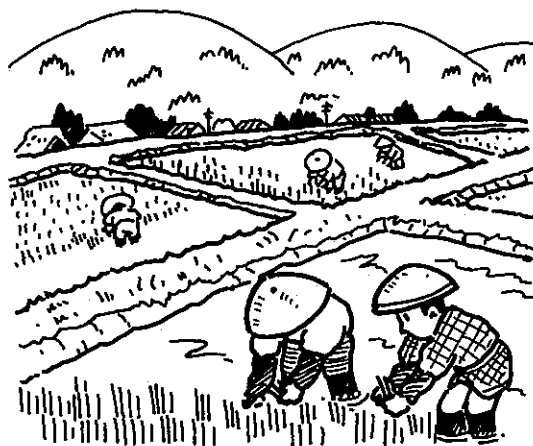
また、国税庁ホームページからダウンロードもできます。

国税庁ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp>

市県民税申告ならば（市役所）

すでに記入した『市民税・県民税申告用収支内訳書』を持参して市役所の税務課で申告してください。

市役所税務課市民税担当が相談受付で、市県民税申告書を作成します。



第4段階

最後にすること



申告後は書類を保存しましょう

さて、前ページまでの段階で申告は完了したわけですが、実はまだやらなければならないことが残っています。

それは、申告に使った書類の保存です。

実は税法上、申告に使った領収書などの書類は、5年間保存することが義務づけられています。

そして、もし税務調査などがありましたら、申告の内容の証明として、保存している書類を見せていただくことがあります。

このため、申告が終わったからといってすぐにその書類を捨ててはいけません。

ただ、毎年申告すれば書類も増えてきます。このため、年ごとに箱で分けて保存しましょう。書類と申告の控えを同じ箱に入れておくと、なお良いでしょう。

(例) 平成23年の申告が終わった時・・・

平成22年産申告書類

平成21年産申告書類

平成20年産申告書類

平成19年産申告書類

平成18年産申告書類

平成23年産申告書類

この書類は保存期間
も終わったから捨て
よう。

と、こんな具合になります。

B レベルアップ 記帳しましょう！

農業所得は、事業所得です。

事業所得では、本来記帳し、帳簿などを保管する必要があります。

税法上では、前年または前々年の各事業所得（収入－必要経費）が300万円を超えると、記帳し、その帳簿を7年間保管することが義務づけられています。

しかし、300万円以下であっても、正しい申告のためにはできるだけ記帳し、帳簿を保管するようにしましょう。

なお、記帳しない場合であっても、領収書など収入・経費のわかる書類は必ず5年間保存してください。

レベルアップ 1

毎月記帳しよう

経費項目ごとに毎月記帳してみてください。

税務署に「農業所得のための収支計算のしおり」があります。

この手引きに書かれているように、1年に1回集計をするのではなく、毎月同じように領収書などを整理して記入します。

そして1月に、家事消費分や大農具などの減価償却費を計算し、決算します。

ふだんから記帳しておくとなんと前年との比較が容易です。

レベルアップ 2

帳簿をつけよう

収入や経費に関する明細の帳簿をつけましょう。詳細は『帳簿の記帳のしかた－農業所得者用－』（税務署にあります）を参照してください。

届け出など一定の要件を満たすと青色申告が可能で、最高65万円を所得から控除することができます。青色申告を始めるときは、その年の3月15日までに税務署へ申請書を提出してください。1年間は無料で税理士の指導を受けることもできます。記帳については青色申告用のパソコンソフトが出回っており、比較的簡単に必要書類が作成できます。

消費税はどうするの？

税込経理方式と税抜経理方式があります。

免税事業者（農業であっても、年間課税売上が1,000万円を超えると翌々年から課税事業者となります）は税込経理方式のみです。

税込経理では、売上・経費ともすべて税込で計算します。

詳しくは税務署にお問い合わせください。

収入・経費の一覧表

～本文の3ページから参照されています。～

*収入金額

科 目	内 容	残す書類の例
① 販 売 金 額	販売した農産物の販売金額、精算金など。 ※その年に生産した農産物の収入です。 精算金については、受け取った年の収入にしてもかまいません。(ただし農業の継続が条件です。)	出荷伝票、JAの精算書、納品書・領収書の控え、振込みのあった預金通帳など
② 家事消費金額	家族・親戚などで食べた農産物に相当する額です。出荷せずに自宅用にした農産物に単価をかけて計算します。 数量は、収穫した量から出荷した量をひいて算出してもかまいません。	家族・親戚で食べた量がわかるもの または、収穫量と出荷量がわかるもの
③ 雑 収 入	作業受託収入、補助金、共済金など。 ※国からの補助金は、農業収入ではなく、一時所得となる場合もあります。	補助金の通知書、共済金の通知書、作業代受領書など

*主な必要経費

科 目	内 容	残す書類の例
⑧ 雇 人 費	農産物を作るために雇った人に支払った労賃など。お米など現物で支払った場合は、収穫したときの価額で計算します。	「誰にいつ働いてもらい、いつ、いくら支払ったか」のメモ、領収書など。
⑨ 小作料・賃借料	小作料：農地を借りている場合に地主に支払う賃借料 現物で支払った場合は上記と同じです。 賃借料：農小屋や農機具の賃借料、農協などの共同施設利用料（ライスセンターや、カンントリーエレベータなど）	小作料の領収書など 利用料の領収書など
⑩ 減 価 償 却 費	トラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機などの農機具や、農小屋などの建物、軽トラなどの車両については、決まった方法で計算した額を経費にします。 ※使用可能期間が1年以上で、取得価額が10万円以上のものです。 計算のしかたは12ページをご覧ください。	大型農具などを新規購入した場合は、その領収書。 毎年使っているものについては前年までの経費の額がわかるもの。
⑪ 貸 倒 金	販売後、代金を受け取っていなかったものが回収不能となった場合の貸倒損失	
⑫ 利 子 割 引 料	農地や農機具を購入したり、農小屋を建てたりしたときに借金をした場合の返済の利子分など ※元金の返済額は経費になりません。	
イ 租 税 公 課	農業に関連して納付すべきこととなった税金や賦課金 租税：農地や農小屋などの固定資産税、農地の不動産取得税、農業用車両の自動車税など 公課：水利費、農協の組合費など ※所得税・住民税、国民健康保険や年金、罰金などは経費になりません。	農地・農小屋の固定資産税、農機具や軽トラなどの自動車税などの納税通知書。
□ 種 苗 費	種もみ、種子苗などの購入費用	種子、苗、種いも等の購入時の領収書・レシート等
二 肥 料 費	骨粉、油粕、鶏ふん、石灰などの肥料の購入費用 ※除草剤は「農業衛生費」に区分します。	「どんびしゃ」などの肥料購入時の領収書・レシート等。

次のページに続きます。

科 目	内 容	残す書類の例
へ 農 具 費	⑩減価償却費に該当しない農具(小型の農具)の購入費用。	くわ、かま、スコップなどの購入時の領収書・レシート等。
ト 農 薬 衛 生 費	農薬の購入費用や共同防除の分担金 除草剤などの購入費用	農薬購入時の領収書・レシート等。
チ 諸 材 料 費	農業用の諸材料の購入費用 ※ホームセンターなどで購入したときに、同時に家庭用品を購入している場合は、農業に関係する分のみ経費となります。	ビニールシート、ロープ、なわ、針金、防風寒資材などの購入時の領収書・レシート等。
リ 修 繕 費	農業用の倉庫や施設、農機具、農業用自動車などを修理した場合の維持補修費用。 ※農業用の軽トラの車検代などはここに区分します。 ※3年以内に定期的に行われるものや20万円未満の修理の場合は修繕費です。これ以外で資産の価値を高めたり使用可能年数を延ばす場合は、減価償却費となる場合があります。	修繕費用の領収書など。
ヌ 動 力 光 熱 費	農業に使った電気代・水道代・ガス代などや、灯油・軽油・ガソリン代など。 生活用は含みません。 Q. 生活用と農業用とが区分されていない場合は？ A. 使用時間やkw数など合理的な基準によってあん分し、農業用を経費とします。	それぞれの費用の使用量や金額がわかるもの。 購入時の領収書・レシート等。
ル 作 業 用 衣 料 費	農作業の時に着る作業着などの購入費用	作業着、地下足袋、ゴム靴、カッパ、軍手、ゴム手袋などの購入時の領収書・レシート等。
ヲ 農 業 共 済 掛 金	水稻、農業用車両などにかかる共済掛金 ※生命保険などは経費になりませんが、所得控除になる場合があります。	支払い額のわかる通帳など。
フ 荷 造 運 賃 手 数 料	出荷の際の梱包費用、運賃、出荷機関などに支払う手数料 ※売上から差し引かれている場合は経費に計上すると二重になりますのでご注意ください。	
カ 土 地 改 良 費	土地改良事業の受益者負担金 ※10アールあたりの費用が1万円未満の場合は全額が必要経費になります。その他の場合は、お問い合わせください。	土地改良費の領収書
ツ 雑 費	その他で農業に関連して支払う費用 オペレータ料金、通信費、農業新聞の購読費や農業専門誌の購入費、消耗品費など。	領収書やレシート等。

*各項目の記号は、収支内訳書の記号と一致しています。

*各項目に該当しない、またはどの科目に該当するか分からない場合は、収支内訳書の自由科目欄(ヨ～ソ)を利用します。

減価償却費の計算のしかた

～本文の4ページから参照されています。～

収支計算の中で最も難しいのが、この減価償却費の計算です。ここを越えれば、申告書は出来たも同然です。

☆減価償却とは

農業ために使用される耕作機械などの資産を買い入れる費用は、これらの資産が使用に耐えられなくなるまでの収入に対応しているといえます。そのため、支出した年にその全額を必要経費とするのではなく、一定の方法によりこれらの資産の使用期間に分配して必要経費化していきます。このような事業用資産を減価償却資産、この分配された必要経費の金額を減価償却費といいます。

☆減価償却費の計算は

取得価額×0.9×耐用年数に応じた定額法の償却率×使用月数／12×事業専用割合 で計算します。

<計算例> 平成18年8月に200万円で取得した田植機

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
年分	取得価額	計算の基礎となる金額 ①×0.9	耐用 年数	定額法 償却率	年間の償却額 ②×④	使用月数 ／12	事業専用 割合	必要経費算入額 ⑤×⑥×⑦	期末残高
H18	2,000,000	1,800,000	5	0.200	360,000	5／12	100	150,000	1,850,000

①購入金額です。領収書等で確認してください。一般には消費税込金額です。(9ページ参照)

②必要経費を計算する上での基礎となる数字です。①×0.9で計算します。

③耐用年数は④を計算するもので償却できる期間ではないことに注意してください。次ページ表A参照。

④償却率は、1年間に必要経費に算入できる割合です。次のページ表Bを参照。

⑤計算の基礎となる金額に償却率を掛けたもの(②×④)です。

⑥翌年からは12ヶ月となりますが、購入した年は使用月数を求めます。8月購入なので5ヶ月使用となります。

⑦農業に使用する割合を％で記入してください。使用時間や距離など客観的な基準で決定してください。

⑧今年の必要経費に算入できる額です。

⑨「①取得価額」から償却した額を差し引いた額です。取得価額の95％まで来年以降に必要経費に算入できます。

※資産を購入して経費に算入する最初の年に、最終年の償却額まで計算しておく、償却できる期間、償却額を把握することができます。

※いくつかの償却資産の計算例を収支内訳書記入例に示していますので参考にしてください。

特殊な償却資産の計算

☆一括償却

取得価額が10万円以上20万円未満の場合には、3年間で1／3ずつ均等に償却することができます。

なお、10万円未満のものは償却することが出来ません。購入した年に農具費で必要経費に算入してください。

☆中古資産を取得した場合の耐用年数の求め方

中古の減価償却資産を取得した場合は、使用可能な年数を適切に見積もって計算することとなっています。しかし、見積りができない場合は、下記の式で計算した年数とすることができます。

※耐用年数を一部経過した中古資産 → (法定耐用年数－経過年数) + (経過年数×20／100)

※耐用年数を経過した中古資産は、法定耐用年数の100分の20(切り捨て)を適用

(注) 計算結果の1年未満の端数は切り捨て、2年未満となった場合には耐用年数は2年とします。

農業用の主な減価償却資産の耐用年数表

(表A)

種類	構造・用途	細目	耐用年数
建 物	木造・合成樹脂造のもの	店舗用、住宅用のもの	22
		倉庫用、作業場用のもの（一般用）	15
	金属造（骨格材の肉厚が4mm超）	店舗用、住宅用のもの	34
		倉庫用、作業場用のもの（一般用）	31
	金属造（骨格材の肉厚が3mm超から4mm以下）	店舗用、住宅用のもの	27
		倉庫用、作業場用のもの（一般用）	24
	金属造（骨格材の肉厚が3mm以下）	店舗用、住宅用のもの	19
		倉庫用、作業場用のもの（一般用）	17
	ビニールハウス （土地に固定のもの）	金属のもの	15
		木造のもの	5
		合成樹脂のもの	8
建物附属 設備	電気設備（照明設備含む）	金属のもの	10
		木造のもの	5
	給排水、衛生設備、ガス設備	木製主要柱が10cm角以下のもので、トタン葺きのものなど 掘立造のもの及び仮設造のもの	10 7
車 両 運搬具	一 般 用 の も の	自動車（2輪・3輪自動車を除く）	
		小型車（総排気量0.66リットル以下のもの）、軽トラ	4
		貨物自動車（ダンプ式を除く）	5
		2輪・3輪自動車	3
農林業用 償却資産	主としてコンクリート造、レンガ造またはブロック造の構築物	用水路、農用井戸、貯水槽、肥料だめ、あぜなど	20
	土管を主とした構築物	暗渠、農用井戸、灌漑用配管など	10
	その他の構築物	薬剤散布用ビニール配管など	8
	内燃機関、ボイラー、ポンプ		8
	トラクター	歩行型トラクター	5
		乗用型トラクター	8
	耕うん整地用機具	ロータリー、代掻機、畝立て機など	5
	栽培管理用機具	田植機、たい肥散布機、育苗機など	5
	防除用機具	散粉機、噴霧機、土壤消毒機など	5
	穀類収獲調整用機具	自脱型コンバイン、刈取機、わら収集機など	5
		普通型コンバイン、脱穀機、籾摺機、穀物乾燥機	8

○用語解説

償却方法

一般には定額法を使います。定率法を使用するためには、事前に税務署への届出が必要です。

少額な減価償却資産について

10万円未満の少額な償却資産については、減価償却をせずに取得価額が必要経費となります。

大規模な修繕・改良をしたときには

減価償却資産の修繕・改良が、通常の管理や修理の程度を超えて、これによって資産価値が高まったり、使用可能年数が延長することになれば、その支出の効果は翌年以降にも及びことから、その取得価額に加算され、順次必要経費に算入していきます。20万円以上の修繕・改良を行った場合は、これに該当する場合がありますので、税務署にご相談下さい。

○減価償却資産の償却率表 (表B)

耐用年数	定額法 償却率	耐用年数	定額法 償却率
2	0.500	21	0.048
3	0.333	22	0.046
4	0.250	23	0.044
5	0.200	24	0.042
6	0.166	25	0.040
7	0.142	26	0.039
8	0.125	27	0.037
9	0.111	28	0.036
10	0.100	29	0.035
11	0.090	30	0.034
12	0.083	31	0.033
13	0.076	32	0.032
14	0.071	33	0.031
15	0.066	34	0.030
16	0.062	35	0.029
17	0.058	36	0.028
18	0.055	37	0.027
19	0.052	38	0.027
20	0.050	39	0.026

専従者控除について

～本文の5ページから参照されています。～

1. 専従者控除について

事業主と生計を一にする配偶者その他親族に対する給与などは、原則的に必要経費としては認められません。なぜならば、これを認めると、親族内で所得を分散させて、税金がなるべくかからないように自由に所得を操作でき、他の所得との公平性が損なわれるためです。

しかし、生計を一にする親族といえども、労働に対する対価には経費性があると考えられることから、一定の条件を満たした場合のみ、算出した金額（算出法は下の「2」に挙げています。）を必要経費に算入することができます。この親族に対する給与扱いの必要経費を「専従者控除」といいます。

専従者控除の対象にした親族を「専従者」といいますが、専従者には5ページ問い②・③で確認しましたような条件があります。

2. 専従者控除額の算出法

以下の数字（ア.）と算式の答え（イ.）のどちらが少ないですか？

ア. 50万円（ただし、専従者が配偶者の場合、86万円）

イ. 「専従者控除前の農業所得金額」÷（農業に従事している親族の数+1）

少ない方が専従者一人あたりの専従者控除額になります。

3. 専従者控除と扶養控除、どちらが得か判断しよう！

専従者控除を取ると、以下のような申告に関する制限があります。

A. 専従者控除額（つまり事業主の所得が安くなった分）がそのまま専従者の給与収入として挙がってきます。

→専従者に税金などがかかってくる場合もあります。

→扶養控除の場合は、扶養家族の所得になることはありません。

B. 専従者控除の対象にした親族は、税金上の扶養家族にすることができません。

→どちらか1つしか選べません。

C. 一度申告してしまったら専従者控除と扶養控除を変更することはできません。

これらの制限を考慮して、専従者控除と扶養控除のうちどちらが有利か判断しましょう。

例えば、専従者控除を適用したとしても専従者に全く税金がかからない場合で、計算した専従者控除が扶養控除より大きければ、専従者控除を適用した方が得といえます。

※ 扶養控除とは … 1年間の所得が38万以下の扶養親族がいる場合、確定申告・市県民税申告・年末調整をすれば、税法で決まった一定額を所得から差し引くことができます。これを扶養控除といいます。扶養控除は年齢などの条件により様々ですが、平成18年5月現在、所得税の計算で最低38万円、市・県民税の計算では最低33万円を所得から引くことができます。

集計用収入・必要経費一覧表

(単位：円)

科 目			金 額	年間計
収入金額	①	水稻の販売金額		
		その他販売金額		
		計		
	②	家事消費等		
経費	③	雑収入		
	④	小計		
	⑧	雇人費		
	⑨	小作料・賃借料		
その他 の 経 費	⑪	貸倒金		
	⑫	利子割引料		
	イ	租税公課		
	ロ	種苗費		
	ハ	素畜費		
	ニ	肥料費		
	ホ	飼料費		
	ヘ	農具費		
	ト	農薬衛生費		
	チ	諸材料費		
	リ	修繕費		
	又	動力光熱費		
	ル	作業用衣料費		
	ヲ	農業共済掛金		
	フ	荷造運賃手数料		
	カ	土地改良費		
	コ			
	ク			
	ケ			
	ツ	雑費		
	⑬	小計(イ～ツ)		

集計用収入・必要経費一覧表使用例

集計用収入・必要経費一覧表

(単位 円)

科 目		金 額	年間計
収入金額	① 水稻の販売金額	コシヒカリ：635,250	635,250
	① その他販売金額	麦：65,956	65,956
	計		701,206
	② 家事消費等	飯米計3俵半 $3.5 \times 15,000 = 52,500$	52,500
経費	③ 雑収入	15,000 1,300	16,300
	④ 小計		770,006
	⑧ 雇人費		
	⑨ 小作料・賃借料	15,000	15,000
その他	⑪ 貸倒金		
	⑫ 利子割引料		
	イ 租 税 公 課	固定資産税計：9,938 軽自動車税：1,600 1,600 1,600 $3,000 \times 0.2$	15,338
	□ 種 苗 費	2,892 4,983 1,459	9,334
経費	ハ 素 畜 費		
	ニ 肥 料 費	41,480 31,500	72,980
	ホ 飼 料 費		
	ヘ 農 具 費		
その他	ト 農 業 衛 生 費	8,033 2,058 1,418 1,511	13,020
	チ 諸 材 料 費		
	リ 修 繕 費		
	又 動 力 光 熱 費	2,790 2,864 2,388 3,354 2,177 2,359	15,932
経費	ル 作 業 用 衣 料 費		
	ヲ 農 業 共 済 掛 金	5,000	5,000
	フ 荷 造 運 賃 手 数 料		
	カ 土 地 改 良 費	3,060	3,060
その他	ヨ 火 災 保 険 料	5,320	5,320
	タ		
	レ		
	ソ		
経費	ツ 雑 費	930 210 1,470 105 6,300 525 220 1,525 840 927 138 310	13,500
	⑬ 小計(イ～ツ)		153,484

市民税・県民税収支内訳書おもてに記入するのはこの「年間計」欄の金額です。各自対応する箇所に書きましょう。

市民税・県民税収支内訳書の①にはこの金額を記入しましょう。

この手引4ページの②の算式で計算します。この例の場合、出荷時の俵あたり単価は、15,000円だったということです。

農地・農小屋や農機具など、農業をする上でかかる税金を挙げましょう。
なお、ひとつの資産を農業と日常生活の両方で使用している場合、面積や走行距離などの客観的な基準をもとにあん分して下さい。
この例の「 $3,000 \times 0.2$ 」というのは軽トラックに係る税3,000円を、軽トラックの年間走行距離を参考にして、農業にだいたい20%使用していると判断した場合です。

このように、各科目ごとに領収書等にかかれている額を仕分けましょう。
一枚の領収書に色々なものが混ざっている場合は、明細を見て科目ごとに分けましょう。
そして、仕分けが終われば、科目ごとに合計して「年間計」の欄に書きましょう。

農業用倉庫の火災保険料のように科目にない農業経費は、自由科目欄「ヨ～ソ」に書きます。

農産物の棚卸高を計算した場合や、果樹等の育成費の計算をする必要がある場合、それらをこの金額から差し引いていただく必要があります。

市民税・県民税収支内訳書にあり、本集計用一覧表にない科目について

⑤⑥農産物の棚卸高：翌年出荷をする農産物（じゃがいもなど）がありましたら記入してください。

⑦計（④－⑤＋⑥）：⑤⑥がなければ④と同じ金額になります。

⑩減価償却費：収支内訳書右下の「○減価償却費の計算」で求めます。詳しくは12ページをご覧ください。

ネ ナ農産物以外の棚卸高：毎年同程度の数量を翌年に繰り越す場合には、省略しても結構です。

ラ 果樹牛馬等の育成費用：育成期間中の果樹などをお持ちの方は育成費計を収支内訳書に挙げてください。育成費は成長した後初めて減価償却費として経費と認められるため、現段階では経費から省く必要があります。

⑭経費計：以下の合計です。

- ⑧雇人費
- ⑨小作料・賃借料
- ⑩減価償却費
- ⑪貸倒金
- ⑫利子割引料
- ⑬小計

⑮専従者控除前の所得金額：⑦収入計から⑭経費計を引いた額を書きましょう。

⑯専従者控除：5,14ページをご覧ください。

⑰所得金額：専従者控除がなければ⑮と同じ金額になります。

○ 4～5ページで説明しました領収書等の書類を本ページの例のように科目ごとに仕分けてください。

○ 消費税込みの金額で挙げましょう。

○ 10～11ページに各科目別に対象となるものを解説しておりますので参考にしてください。

住 所	氏 名	屋 号	整理番号
彦根市元町4-2	彦根 太郎		

「集計用収入・必要経費一覧表」の数字を科目ごとに金額を記入しましょう。ここでは16ページの「集計用収入・必要経費一覧表」使用例の数字を書き写しております。

翌年出荷をする農産物(じゃがいもなど)がありましたら記入してください。

下にあります「〇減価償却費の計算」内「⑥本年分の経費算入額の合計金額」(丸で囲っている金額)を記入しましょう。
減価償却費の計算については12ページをご覧ください。

農業用の資産(10万円以上)の減価償却費を計算します。
左から順に記入することにより計算できます。

定額法の場合、一般の償却資産は、①取得価額×0.9が②の金額になります。
果樹・牛馬等の場合は税務署にお尋ねください。

一括償却資産(取得価額が10万円以上20万円未満のもの)は3年間で1/3ずつ均等に償却できます。
この場合は、①=②となり④は記載する必要はありません。

耐用年数は、償却費を計算するための償却率を決定するためのもので、償却できる期間とは異なりますのでご注意ください。

2. 農業所得

科 目	金 額	科 目	金 額
収入金額		経 費	
販売金額①	701,206	修繕費リ	
家庭消費金額②	52,500	動力光熱費又	15,932
雑収入③	16,300	作業用衣料費ル	
小計①+②+③④	770,006	農業共済掛金ヲ	5,000
農産物の期首⑤		荷造運賃手数料ワ	
棚卸高の期末⑥		土地改良費カ	3,060
小計⑤-⑥+⑦⑦	770,006	火災保険料ヨ	5,320
雇人費⑧			
小作料・賃借料⑨	15,000		
減価償却費⑩	493,840		
貸倒金⑪		雑費ツ	13,500
利子割引料⑫		農産物の期首⑬	
租税公課イ	15,338	棚卸高の期末⑭	
種苗費ロ	9,334	経費から差し引く果樹・牛馬等の育成費用⑮	153,484
素畜費ハ		小計⑬-⑭+⑮⑯	662,324
肥料費ニ	72,980	専従者控除前の所得金額⑯	107,682
飼料費ホ		専従者控除⑰	0
農具費ヘ		所得金額⑱	107,682
農産物生産費ト	13,020		
諸材料費チ			

農業用倉庫の火災保険料のように収支内訳書の科目にない農業経費は、自由科目欄「ヨ～ソ」に書きます。

毎年同程度の数量を翌年へ繰り越す場合には、省略しても結構です。

⑩専従者控除を取るかどうかはこの金額を見て判断しましょう。
5、14ページに専従者控除について説明しておりますので参考にしてください。

面積や走行距離などの客観的な基準をもとに記入してください。

この資産(本例の耕つん機)のような場合については、最初の年を除いて90,000円ずつ償却してきました。
取得価額の95%まで償却することができるので、来年の計算は、
今年の期末残高-取得価額×5%
87,500-500,000×5%=62,500となります。

経費算入する最初の年の償却期間は使用を開始した月によって決まります。

一括償却資産の内訳など他に特記事項がありましたらここに書きましょう。

⑰専従者控除を取る場合はここに詳細を書きます。
以下の見本のように書きましょう。

〇減価償却費の計算

減価償却資産の名称等(繰延資産を含む)	面積数量	取得年月	①取得価額	②償却の基礎となる金額	耐用年数	③償却率	④本年中の償却期間	⑤事業専用割合	⑥本年分の経費算入額(②×③×④×⑤)	⑦未償却残高
木造建物作業場	33m ²	4・5	1,800,000	1,620,000	15	0.066	12	100	106,920	376,400
軽量鉄骨造農小屋	40m ²	10・8	2,200,000	1,980,000	17	0.058	12	50	57,420	1,532,125
軽四トラック	1台	14・6	900,000	810,000	4	0.250	12	20	40,500	232,500
耕うん機	1台	13・6	500,000	450,000	5	0.200	12	100	90,000	87,500
田植機	1台	17・4	400,000	360,000	5	0.200	9	100	54,000	346,000
コンバイン	1台	17・8	1,400,000	1,260,000	5	0.200	5	100	105,000	1,295,000
一括償却資産	-	17・	120,000	120,000	-	1/3	12	-	40,000	80,000
							12			
							12			
							12			
計							12		493,840	

今年の減価償却費計

〇事業専従者の氏名等

氏 名	続柄	生 年 月 日	従事月数	専従者控除額
		昭・大 年 月 日		
		昭・大 年 月 日		
		昭・大 年 月 日		
		昭・大 年 月 日		
合 計				

〇その他

一括償却資産内訳 ... 散粉機

〇事業専従者の氏名等

氏 名	続柄	生 年 月 日	従事月数	専従者控除額
彦根 寅雄	長男	昭・大 56年 10月 1日	12月	500,000
		昭・大 年 月 日		
		昭・大 年 月 日		
		昭・大 年 月 日		
合 計				500,000

「集計用収入・必要経費一覧表」の数字を科目ごとに金額を記入しましょう。この例では16ページの「集計用収入・必要経費一覧表」使用例の数字を書き写しております。

住所	彦根市元町 4 - 2	業種名	水稻・麦農業	依頼税理士等	事務所所在地	
氏名	ヒコネ タロウ 彦根 太郎	農園名			氏名	
		電話番号	22 - 1411		電話番号	

科 目		金 額 (円)		科 目		金 額 (円)	
収 入 金 額	販 売 金 額 ①	7 0 1	2 0 6	経 費	修 繕 費 リ		
	家 事 費 金 額 ②	5 2	5 0 0		動力光熱費 又	1 5	9 3
	雑 収 入 ③	1 6	3 0 0		作業用衣料費 ル		
	小 (① + ② + ③) 計 ④	7 7 0	0 0 6		農業共済掛金 ヲ	5	0 0
	農 産 物 期首 ⑤				荷造運賃手数料 フ		
	の 棚卸 期末 ⑥				土地改良費 カ	3	0 6
	(④ - ⑤ + ⑥) 計 ⑦	7 7 0	0 0 6		火災保険料 コ	5	3 2
	雇 人 費 ⑧				タ		
	小作料・賃借料 ⑨	1 5	0 0 0		ソ		
	減価償却費 ⑩	4 9 3	8 4 0		雑 費 ツ	1 3	5 0
経 費	貸 倒 金 ⑪			農 産 物 期首 ネ			
	利子割引料 ⑫			以 外 の 棚卸 期末 ナ			
	租税公課 イ	1 5	3 3 8	経費の差し引き果樹 牛馬等の育成費用 小 (イ～ナまでの計+⑬) 計 ⑭	1 5 3	4 8	
	種 苗 費 □	0	3 3 4	経 (⑭～⑯までの計+⑰) 計 ⑮	6 6 2	3 2	
	素 畜 費 ハ			専従者控除前の所得金額 (⑮ - ⑯) ⑰	1 0 7	6 8	
	肥 料 費 ニ	7 2	9 8 0	専 従 者 控 除 ⑱			
	飼 料 費 ホ			所 (得 - 金) 額 ⑲	1 0 7	6 8	
	農 具 費 ヘ			⑲のうち、肉用牛について特別の適用を受ける金			
	農 業 生 費 ト	1 3	0 2 0				
	諸材料費 チ						

⑩専従者控除を取るかどうかはこの金額を見て判断しましょう。
14ページに専従者控除について説明しておりますので参考にしてください。

氏名・住所又は作業名	日数	現金	合計	源泉徴収税額
		現物		
	延日	円	円	
その他（人分）				
計			㊸	

なお、支払い金額から所得税を源泉徴収している場合は「源泉徴収税額」に源泉徴収した金額を書きましょう。

支払先の住所・氏名	小作料・賃料等の別	面積・数量	支払額
田原町13-1 稲枝 次郎	小作料	10 ㊦ kg	15,000

という内訳を書きましょう。

[illegible]

	小 (イ～ネまでの計+ナ～フ)	計 (13)			7	5	5	4	8
	経 (⑧～⑩までの計+⑪)	計 (14)	1		8	8	8	0	0
	専従者控除前の所得金額 (⑦ - ④)	(15)	1		5	3	7	0	0
	専 従 者 控 除	(16)			5	0	0	0	0
	所 得 金 額 (⑤ - ⑥)	(17)	1		0	3	7	0	0
	⑦のうち、肉用牛について特別の適用を 受ける金額								

氏名(年齢)	続柄	従事月数
彦根寅雄(25歳)	長男	12
	延べ従事月数	

確定申告書用収支内訳書(うら)記入例

収支の明細を書きましょう。

「作物の種類」
「作付した面積」
「販売金額」
「家事消費金額」

という内訳を書きましょう。

掘削高は毎年同程度の数量を翌年へ繰り越す場合には、省略しても結構です。

○収入金額の明細

	農産物等の種類品名等	作付面積 (飼育頭羽数)	販売金額	家事消費 事業消費 金 額	農 産 物 の 棚 卸 高				
					期 首		期 末		
					数 量	金 額	数 量	金 額	
田	水 稻	47 ^a	635,250 ^円	52,500 ^円	kg	円	kg	円	
	麦	20	65,956						
		A 小 計	67 ^a	701,206	52,500				
畑									
特殊施設			m ²	円	円	kg	円	kg	円
	B 小 計								
	農産物計 (A + B)	耕作面積 a 67 頭羽	701,206	52,500		⑤		⑥	
畜産物その他									
	C 小 計								
	合 計 (A + B + C)		① 701,206	② 52,500					

「作付した面積」
「販売金額」
「家事消費金額」
を合計して書きましょ

補助金などの雑収入の内訳を
書きましょう。

農業用の資産（10万円以上）の減価償却費を計算します。
左から順に記入することにより計算できます。

定額法の場合、一般の償却資産は $\text{取得価額} \times 0.9$ が□の金額になります。

果樹・牛馬等の場合は税務署にお尋ねください。

一括償却資産（取得価額が10万円以上20万円未満のもの）は3年間で1/3ずつ均等に償却できます。この場合は、イ＝ロとなり、二は記載する必要はありません。

○減価償却費の計算

減価償却資産 の名称等 (繰延資産を含む)	面積 又は 数量	取得 (成 年 熟 月)	イ 取得価額	ロ 償却の基礎 になる金額	償却 方法	耐用 年数	ハ 償却率	ニ 本年中の 償却期間	ホ 本年分の 普通償却費 (ロ×ハ×ニ)	ヘ 特 別 償却費	ト 本年分の 償却費合計 (ホ+ヘ)	チ 事業専 用割合	リ 本年分の必要 経費算入額 (ト×チ)	ヌ 未償却残高 (期末残高)	摘 要
木造建物作業場	33m ²	4・5	1,800,000	1,620,000	定額	15	0.066	$\frac{12}{12}$	106,920		106,920	100	106,920	376,400	
軽鋼鉄骨造農小屋	40m ²	10・8	2,200,000	1,980,000	定額	17	0.058	$\frac{12}{12}$	114,840		114,840	50	57,420	1,532,125	
軽四トラック	1台	14・6	900,000	810,000	定額	4	0.250	$\frac{12}{12}$	202,500		202,500	20	40,500	232,500	
耕 う ん 機	1台	13・6	500,000	450,000	定額	5	0.200	$\frac{12}{12}$	90,000		90,000	100	90,000	87,500	
田 植 機	1台	17・4	400,000	360,000	定額	5	0.200	$\frac{9}{12}$	54,000		54,000	100	54,000	346,000	
コンバイン	1台	17・8	1,400,000	1,260,000	定額	5	0.200	$\frac{5}{12}$	105,000		105,000	100	105,000	1,295,000	
一括償却資産	—	17・	120,000	120,000	—	—	1/3	$\frac{1}{12}$	40,000		40,000	—	40,000	80,000	散粉機
計												100	493,840		

面積や走行距離などの客観的な基準をもとに記入してください。

○果樹・牛馬等の育成費用の計算（販売用の牛馬、受託した牛馬は除きます。）

果樹・牛馬 等の名称	取得・生産 ・定植等の 年月日	イ 前年からの 繰越額	育 成 費 用 の 明 細				ト 本年中に成熟 したものの 取 得 価 額	チ 翌年への繰越額 (イ+ヘ-ト)	ロ、ハ、ホ の欄の金額 の計算方法
			ロ 本年中の種苗 費、種付料、 索 畜 費	ハ 本年中の肥料、 農薬等の投下 費	ニ 小 計 (ロ+ハ)	ホ 育成中の果樹等 から生じた収入 金 額			
		円	円	円	円	円	円	円	
計					ラ				

◎本年中における特殊事情

- 2 -

耐用年数は、償却費を計算するための償却率を決定するためのもので、償却できる期間とは異なりますのでご注意ください。

経費算入する最初の年の償却期間は使用を開始した月によって決まります。

この資産（本例の耕うん機）のような場合には、最初の年を除いて90,000円ずつ償却してききました。取得価額の95%まで償却することができるので、来年の計算は、

今年の期末残高－取得価額×５％
 $500,000 \times 0.05 = 25,000$ (取得価額×５％)
 $87,500 - 25,000 = 62,500$ 円となります。